



- 印鑑登録申請書  
 印鑑登録証亡失届・印鑑登録廃止届・登録印鑑亡失届

(あて先)

区長

令和 年 月 日

登録する印鑑
□

- 刻印種類  
氏名    通称氏名  
氏        通称氏  
名        通称名  
旧氏      カタカナ表記  
その他  
 ( )

世帯印影確認

フリガナ			明治・大正・昭和・平成・西暦
氏 名	(※)		年 月 日生
	(※)手書きしない場合は、記名押印してください。		
住 所	千葉市 区		(世帯主氏名 )
	マンション・アパート名等		
	〈日中の連絡先〉電話番号	-	-
	電子メールアドレス	@	

<input type="checkbox"/> 印鑑登録証亡失届	理 由 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> 改印	旧登録番号
<input type="checkbox"/> 印鑑登録廃止届		
<input type="checkbox"/> 登録印鑑亡失届		

申請者・届出者 (窓口に来た人)	1 本人 [ 該当する番号を○で囲んでください。 ]	
	2 代理人 [ 代理人による申請のときは、下欄も記入してください。 ]	
	氏 名	
	住 所	<input type="checkbox"/> 住所は上記と同じ

(注意事項)

- この申請は、本人がしなければなりません。疾病その他やむを得ない事由により代理人による申請のときは、本人が自ら書いた代理人選任届等が必要です。
- 登録を受けようとする印鑑を必ず添えてください。
- 15歳未満の者及び意思能力を有しない者は、登録できません。
- 本人自ら申請したときは、次の方法で確認して即日登録ができます。
  - 官公署の発行した免許証等で写真をちょう付したものを提示したとき。(例)自動車運転免許証
  - 次の保証書欄で、千葉市内の印鑑登録者が保証したとき。
- 前4によらない場合は、申請受付後、自宅あて照会文書を発送し、回答書を持参していただくことになります。
- 登録手続きが終わった方には、印鑑登録証をお渡しいたしますので、必ずお持ち帰りください。
- 登録を受けることのできない印鑑もありますので、ご注意ください。

保 証 書 欄	上記の印鑑登録申請者は、本人であることを保証します。 ※すべて保証人が記入してください		
	登録されている印鑑	保 証 人	氏 名
			明治・大正・昭和・平成・西暦 年 月 日生
		住 所	マンション・アパート名等

保 証 人 照 合	照会確認者	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個カード <input type="checkbox"/> 在カード <input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 特永証 <input type="checkbox"/> 住カード <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 他 ( ) <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 介護保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 生保受給者証 <input type="checkbox"/> 他 ( )	文 書 照 会	番 号		
	確 認			発送年月日	・	・
	摘 要			回 答 期 限	・	・

申請受付	照会書	回答書受付	入力・原票作成	照合	交付	署 名 又 は 受 領 印	交付年月日
							印鑑登録番号